

参考資料

- 1 計画策定の経緯
- 2 用語集

参考資料

Ⅰ 計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、「策定検討委員会」及び「市内策定検討委員会」を開催するとともに、市民の意向を取り入れるため市民アンケート調査や市民ワークショップ等を実施しました。会議の開催状況や調査の実施状況等の経緯を以降に掲載します。

Ⅰ.Ⅰ 策定検討委員会

(1) 大村市都市計画マスタープラン等策定検討委員会名簿

委員長	山口 純哉	長崎大学 経済学部 地域・経済政策 准教授
副委員長	片山 健介	長崎大学 総合生産科学域(環境科学系) 教授
委員	入江 詩子	ORGANIC&COMMUNICATION LAB. 代表
委員	日高 靖郎	大村市町内会長会連合会 会長
委員	酒井 辰郎	大村市タクシー協会 会長
委員	時 忠之	大村商工会議所 副会頭
委員	寿々木 優志	(公社)大村青年会議所 副理事長
委員	永江 初	(一社)長崎県建築士会大村支部 理事
委員	重松 泰子	(公社)長崎県宅地建物取引業協会大村支部 副支部長
委員	田川 美智代	大村市連合婦人会 会長
委員	竹里 三津子	大村商工会議所 女性会 直前会長
委員	川竹 幸	長崎県中央農業協同組合 理事
委員	有川 晃治	(福)大村市社会福祉協議会 会長
委員	野口 晶子	公募市民
委員	林田 佐重喜	公募市民
委員	川村 清乃	公募市民
委員	金井 仁志(本田 卓)	長崎河川国道事務所 所長
委員	松石 豊樹(吉岡 健)	長崎県大村警察署 交通課長
委員	田坂 朋裕(植村 公彦)	長崎県土木部 都市政策課長
委員	鈴田 健(近藤 薫)	長崎県県央振興局 建設部長

(2) 策定までの経緯

令和2年度		
10月20日	第1回策定検討委員会	・都市計画マスタープランの策定について ・アンケート調査の実施概要について
1月22日	第2回策定検討委員会	・整備プログラムの進捗状況について ・アンケート調査の実施結果について ・現況と課題について
3月19日	第3回策定検討委員会	・全体構想(まちづくりの基本構想)について
令和3年度		
10月19日	第4回策定検討委員会	(立地適正化計画に関する内容)
11月26日	第5回策定検討委員会	・全体構想(分野別の整備方針)について
12月24日	第6回策定検討委員会	・地域別構想について ・実現化方策について
2月15日 ~3月4日	第7回策定検討委員会 (書面開催)	・都市計画マスタープラン素案について
3月15日	第8回策定検討委員会	・都市計画マスタープラン(案)について

1.2 庁内策定検討委員会

(1) 大村市都市計画マスタープラン等庁内策定検討委員会名簿

委員長	副市長	委員	市民環境部長
副委員長	都市整備部長	委員	福祉保健部長
委員	大村市理事	委員	こども未来部長
委員	大村市技監	委員	産業振興部長
委員	企画政策部長	委員	教育次長
委員	総務部長	委員	上下水道局次長
委員	財政部長		

(2) 策定までの経緯

令和2年度		
9月24日	第1回庁内策定検討委員会	・都市計画マスタープランの策定について ・アンケート調査の実施概要について
11月26日	第2回庁内策定検討委員会	・整備プログラムの進捗状況について ・アンケート調査の実施結果（速報）について ・現況と課題について
12月24日 1月6日	第3回庁内策定検討委員会	・アンケート調査の実施結果について ・現況と課題について
2月9日 2月22日	第4回庁内策定検討委員会	・全体構想（まちづくりの基本構想）について
令和3年度		
7月2日	第5回庁内策定検討委員会	（立地適正化計画に関する内容）
7月29日	第6回庁内策定検討委員会	（立地適正化計画に関する内容）
8月26日	第7回庁内策定検討委員会	・全体構想（分野別の整備方針）について
10月28日	第8回庁内策定検討委員会	（立地適正化計画に関する内容）
11月11日	第9回庁内策定検討委員会	（立地適正化計画に関する内容）
11月25日	第10回庁内策定検討委員会	・実現化方策について
12月20日	第11回庁内策定検討委員会	・地域別構想について
1月11日	第12回庁内策定検討委員会	・都市計画マスタープラン素案について
1月25日	第13回庁内策定検討委員会	・都市計画マスタープラン素案について

参考資料

1.3 市民参加等

(1) 策定までの経緯

令和2年度		
10月15日 ～11月6日	市民アンケート調査の実施	配布：3,000票、回収：1,268票、回収率42.3%
10月19日 ～10月23日	中学生アンケート調査の実施	配布：215票、回収：215票、回収率100%
	高校生アンケート調査の実施	配布：250票、回収：250票、回収率100%
令和3年度		
7月31日	第1回市民ワークショップ	・お住まいの地区の魅力と課題について
10月16日	第2回市民ワークショップ	・お住まいの地区の将来（まちづくりのテーマ、アイデア、進め方）について
2月14日	市議会（全員協議会）	・都市計画マスタープラン素案について
2月15日 ～3月7日	パブリックコメント	・都市計画マスタープラン素案について
3月23日	都市計画審議会	・都市計画マスタープラン（案）について



市民ワークショップの様子

2 用語集

【ア行】

アクセス (P55・P60・P63)

ある場所へ到達する経路またはその手段。

大村市総合計画 (PI・PI6)

今後の市政運営の基本方針となるもので、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成される。「基本構想」は、本市がめざす将来の都市像を描き、その実現のための基本目標、施策の大綱を明示。「基本計画」は、基本構想に従い、分野別の計画体系を示して、取り組むべき施策を位置づけるとともに、達成すべき具体目標を明らかにする。

「実施計画」は、基本計画に従い、具体的な事業の展開を定めるもの。

【カ行】

環境負荷 (P7・P63)

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

既成市街地 (P75)

一般には、都市において道路が整備され建物が連たんするなど、既に市街地が形成されている地域をいう。

グリーンツーリズム (P58・P86・PI11)

緑豊かな農山村地域などにおいて、その自然、文化、人々との交流を楽しみ、心と体をリフレッシュさせる滞在型の余暇活動。

景観協定 (P109)

街なみなどの良好な景観を形成するために、景観法に基づき、土地所有者などの全員の合意の上で、建築物の形態意匠、敷地、位置、規模、用途等の基準や緑化に関する事項、屋外広告物の基準など幅広い項目について協定として定めるもの。

景観法 (P86・P98)

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定等における良好な景観の形成のための規制等、所要の措置を講ずる、景観についての総合的な法律。

建築協定 (P76・P109)

住宅地などの良好な環境を形成するために、建築基準法に基づき、土地や建物の所有者同士、またはそれらの所有者と建設業者などとの間で、建築物に関する基準（用途、敷地、形態・意匠など）について、建築基準法の制限に上乗せして独自の基準をつくり、協定として定めるもの。

高規格幹線道路 (PI5・P63)

自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国の主要都市間を連絡し、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。

交通結節点 (P66)

鉄道の駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などを相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎする場所。

高度利用地区 (P27)

建築物の敷地等の統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、用途地域内の土地の高度利用と都市機能の更新を図ることを目指して定められる地域地区の一つ。

高齢化率 (P7)

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。

国勢調査 (P23・P25)

日本国内に住む全ての人と世帯を対象とし、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき、5年に1度実施する統計調査のこと。

コミュニティバス (P18)

地域住民の多様なニーズにきめ細やかに対応する地域密着型バス。

混雑度 (P30)

交通施設の混在の程度を表す指標。道路の場合には、路線の各区間の（交通量／交通容量）の値。

コンパクトプラスネットワーク (P22・P49)

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地などへの機能集約によって、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市を目指す政策のこと。

参考資料

【サ行】

災害拠点病院 (P95)

地震・津波・台風・噴火等の災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のこと。

市街地開発事業 (P3)

都市計画法に規定されている事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の総称。一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物などの整備を一体的に行い、健全な市街地を形成することを目的とする。

市街地再開発事業 (P58)

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と機能更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設の整備を行う事業。

自然的土地利用 (P28)

田畑などの農林業的土地利用及び自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用のこと。

持続可能 (P7・P46・P49)

将来の環境や次世代の利益を損なわない範囲内で、環境を利用し、人々の欲求を満たしつつ社会的発展を進めようとする概念。

循環型社会 (P73)

生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会。

人口集中地区 (DID) (P24)

国勢調査の基本単位区で、①人口密度が4,000人/km²以上であり、②隣接する基本単位区との人口合計が5,000人以上となる地区のこと。

親水性 (P58・P69)

河川等の護岸で治水の目的だけでなく、水に触れ親しむことのできるような配慮がなされたもの。

森林が持つ多面的機能 (P49)

生物多様性保全、二酸化炭素吸収などの地域環境保全、土砂災害防止・土壌保全、水源かん養、快適環境形成、保健・レクリエーション、木材、食料などの物質生産など森林が持つ多くの機能。

成長産業 (P57・P61)

はやい速度で成長を続けている産業。または将来の成長が期待される産業。

【タ行】

耐震化 (P72・P73・P74・P79)

建築物の地震に対する安全性を確保すること。

第1次産業 (P25)

産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では農業、林業、漁業がこれに該当する。

第2次産業 (P25)

産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業がこれに該当する。

第3次産業 (P25)

産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、他に分類されないサービス業、公務がこれに該当し、農林水産業、鉱工業、建設業以外のサービス生産活動を主体とするすべての業種が含まれる。

地域コミュニティ (P7・P46)

地域住民が地域と関わり合いながら生活する中で、住民相互の交流が行われている地域社会のこと、もしくは地域住民の集団のこと。

地域地区 (P27・P106)

都市計画法で定められた住宅地、商業地、工業地などの土地利用上のゾーニングのこと。建築物の用途、建ぺい率・容積率などを定めた用途地域の他に、建築物の高さの最高・最低限度を定めた高度地区などがある。

地区計画 (P27・P55・P57・P76・P77)

地区の特性に応じた良好な都市環境の整備と保全を図るため、道路、公園などの施設の整備、建築などに関し、必要な事項を一体的かつ総合的に定め、良好なまちづくりのルールを都市計画法によって定めるもの。

治山・治水 (P78)

土砂災害などの発生を防止するため、植林などをして山を整備することを治山といい、また、河川の氾濫を防止したり、水運や農業用水の便のため、河川の改修や保全を行うことを治水という。

低炭素まちづくり (P43)

都市構造・交通分野、エネルギー分野、みどり分野の3分野の取り組みを基本として、コンパクトなまちづくりを軸に高齢者、子育て世代を含め全ての市民が暮らしやすい持続可能なまちづくりを実現し、同時に都市の低炭素化を実現するまちづくり

低未利用地 (P12・P57)

土地利用がなされていないもの(未利用地)、または個々の土地の立地条件に対して利用形態が適切でないもの(低利用地)をいう。

特別用途地区 (P27・P57)

都市計画法に基づく地域地区の一種で、特別の目的から特定の用途の利便の増進または環境の保護等を図るために定める。地方公共団体が定める条例により、基本となる用途地域の制限の強化または緩和を行う。

都市機能 (P46・P55)

商業や医療・福祉、子育て支援、教育文化など、都市での生活を支えるサービスを提供する機能のこと。

都市計画基礎調査 (P24・P28・P29)

都市計画法第6条に基づき行う基礎調査のこと。概ね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等について、現況及び将来の見通しを調査する。

都市計画区域 (P3・P27)

市町村の中心の市街地を含みかつ自然的、社会的条件、人口・土地利用、交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

都市計画区域マスタープラン (P1・P14)

都市計画法第6条の2に基づき、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、県が市町村を超える広域的見地から区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるもの。

都市計画提案制度 (P109)

住民やまちづくりを行っているNPO法人もしくは公共法人、または都市再生特別措置法の施行による都市再生緊急整備地域内において都市再生事業を行おうとする者は、都市計画の決定または変更の提案が出来る制度。

都市計画道路 (P30・P64)

都市の骨格を形成し、円滑な都市活動と良好な都市環境を確保するため、都市計画法に基づき都市計画に定められた道路のこと。

都市計画マスタープラン (P1)

都市計画法第18条の2に基づき、都市計画区域内の各市町村の区域を対象として、市町村が都市の将来像や土地利用の方向性、都市施設の配置方針など、より地域に密着した都市計画の基本的な方針を定めるもの。

都市的土地利用 (P28)

主として都市における生活や活動を支えるため、整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のこと。

土地区画整理事業 (P28・P55・P64)

道路、公園、河川などの公共施設の整備を行いながら宅地(土地)を再配置して、新たな街並みの形成や既成市街地の再整備を行うことを目的とした「まちづくり」の手法。

土地利用のコントロール (P1)

土地の使い方に関するルールを定め、個別の建築計画などを規制・誘導するもの。本市においては、用途地域や地区の特性に応じて定める地区計画等による規制・誘導を行っている。

【十行】

農業振興地域 (P53)

農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に基づき、優良農地の確保を中心とした総合的かつ計画的な農業の振興を目指すための制度を適用する区域。この法律に基づき、農用地利用計画や、農業生産基盤の整備や近代化の計画、農村環境の整備の計画等を定める。

乗合タクシー (P65)

10人以下の人数を運ぶ営業用自動車を利用した乗合自動車。

参考資料

【ハ行】

パブリックコメント (P6)

市が計画や条例などを策定したり変更したりするときに、その内容を案の段階で公表し、案に対する意見や提案、要望を広く市民から募集する手続きのこと。

ビッグデータ (P9)

IT技術の進歩に伴って集積されていく、膨大なデジタルデータのこと。

風致地区 (P70・P75)

都市計画法に基づく地域地区の一つで、良好な風致の保全を目的として、樹木の伐採、土地の形質の変更、建物の規模（建ぺい率、高さ）などを規制する地区。

保安林 (P75)

洪水、土砂の流出、崩壊等を防止する機能を特に発揮させることが必要な森林。農林水産大臣または都道府県知事が森林法第25条に基づき保安林として指定する。

防火地域・準防火地域 (P79)

市街地における火災の危険を防除するため定める地域地区の一つ。主に商業地域及び近隣商業地域で木造建築物が密集した市街地等に指定される。

歩行者ネットワーク (P65)

歩行者専用道路や自転車通行帯、緑道、幹線道路の歩道など、主に歩行者や自転車が安心して通行できる交通網。

ボランティア (P10・P64)

もともと「志願者」「有志者」という意味を持つ言葉。誰もが、自分でできることを自分の意志で周囲と協力しながら無償で行う活動のことをいう。

【マ行】

まちづくり協定 (P92)

地区の特性に応じたまちづくり計画を実現するため、地区住民により、建物の用途や周辺環境への配慮などについてのルールを定めること。このルールには、法律に基づくもの（地区計画・建築協定など）と法律には基づかない任意によるもの（紳士協定など）がある。

まちなか (P58)

本計画において定める都市拠点、地域拠点、地区拠点など、市民生活の中心となる場。

まちなか居住 (P56・P74)

まちの中心部等で居住すること。人々が暮らし、働き、遊ぶために必要な諸施設が集積するまちなかに居住することによって、生活・交通等の利便性を享受できるとともに、日常の中で働く場所や買い物をする場所等が近くなることで、自動車利用が減り、交通渋滞の緩和や環境負荷の軽減等にも寄与する。また、まちなか居住を進めることで、まちなか人口の増加、コミュニティの再生、中心市街地の活性化等が図られるとともに、まちなかの土地を宅地等として有効に利用することができ、集約的な市街地の形成にもつながる。

【ヤ行】

遊歩道 (P87・P93・P98)

散歩や娯楽用として、人間の歩行のみの目的のために設けられる道路のこと。

ユニバーサルデザイン (P46・P60・P63)

障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

用途地域・用途白地地域 (P24・P27・P28)

都市計画法に基づく地域地区の一種。快適で住み良い環境づくりを行い、住居・商業・工業などの適性配置による機能的な土地利用を実現するため、13種類の用途地域を定めている。また、都市計画区域のうち、用途地域が指定されていない地域を用途白地地域という。

【ラ行】

ライフスタイル (P8・P45・P46)

生活行動の様式、生活に対する価値観の型。

ライフライン (P79)

電気、ガス、上下水道、電話、通信等、都市生活や都市活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設。

緑化協定 (P70・P109)

都市緑地法に基づき、自分たちの住むまちを良好な環境としていくために話し合い、土地所有者などの全員の合意によって、緑地の保全・緑化に関する協定を定めるもの。

【ワ行】

ワークショップ (P70・P77・P109)

様々な立場の参加者が経験交流や協働作業を通じて、地域の課題発見、解決策の提案、計画の考案などを行っていく活動。

【A-Z】

AI (P9・P46)

「Artificial Intelligence」の略で、コンピュータがデータを分析し、推論や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術のこと。

IoT (P9・P46)

「Internet of Things」の略で、情報通信技術の概念を指す言葉で、これまで主にパソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続していたインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品まで、さまざまな「モノ」をつなげる技術のこと。

NPO (P59・P70・P106)

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、医療、福祉、環境、まちづくりなどの分野で営利を目的とせずに活動する民間の組織。

UIJターン (P74)

Uターン、Iターン、Jターンの総称。Uターンとは、出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻ることに。Iターンとは、出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。Jターンとは、出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻ることに。

大村市都市計画マスタープラン

令和4年3月

【編集・発行】大村市 都市整備部 都市計画課

〒856-8686 長崎県大村市玖島1丁目25番地

TEL : 0957-53-4111

